

自治会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 会は、高舟台自治会（以下「会」）という。

(事務所の所在地)

第 2 条 会の事務所は、横浜市金沢区高舟台一丁目 3 1 番 2 2 号の自治会館内に置く。

(区 域)

第 3 条 会の区域は、横浜市金沢区高舟台一丁目（高舟台一丁目 1 番 8 号、9 号、一丁目 1 6 番 3 1 号から 3 3 号は除く）、二丁目、大道一丁目 8 1 番 1 3 号から 3 3 号、釜利谷南二丁目 3 2 番 1 号、釜利谷南二丁目 5 0 番 1 8 号から 2 2 号及び釜利谷南二丁目 5 7 番 1 号から 1 1 号とする。

(区 画)

第 4 条 会の区画を、別掲自治会区画図（図-1）の通りとする。

- 1) 会を 1 7 地区と各地区を 3 班に編制する。
- 2) 防災図を（図-1-2）の通りとする。

(会 員)

第 5 条 第 3 条に定める区域に住所を有する個人は、全て本会の会員になることができる。

- 1) 会へ入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
- 2) 会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3) 会員が次の各号の一つに該当する場合は退会したものとする。
 - ①第 3 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
 - ②会員が死亡、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第 2 章 目 的

(目 的)

第 6 条 会は、人権尊重と、相互扶助を基本として、会員の親睦と融和をはかり、福祉を増進し、防災・防犯意識を高め、生活環境と地域文化の向上をはかることを目的とする。

第 3 章 活 動

(活 動)

第 7 条 会は、第 6 条の目的を達成するために、次にあげる活動を行う。

- 1) 環境衛生に関すること。
- 2) 福祉厚生及び会員相互の支え合いに関すること。

- 3) 防災、防犯に関すること。
- 4) 交通安全に関すること。
- 5) 青少年の健全育成に関すること。
- 6) 高齢者の福祉に関すること。
- 7) 地域の文化向上、レクリエーション、その他グループ活動に関すること。
- 8) 官公庁及び諸団体との連絡に関すること。
- 9) 公共、福祉等の募金に関すること。
- 10) その他、会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 4 章 組 織

(組 織)

第 8 条 会の組織は、次の通りとする。

- 1) 会の運営組織の構成は別掲高舟台自治会組織図（図－2）の通りとする。
- 2) 会に役員を置く。
- 3) 会に専門部を置く。
- 4) 会に地区長、班長、副班長、行事係を置く。
- 5) 会に自主防災組織の地区リーダーを置く。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 9 条 会の役員は次の通りとする。

- 1) 会 長 1名
 - 2) 副 会 長 4名程度
 - 3) 会 計 2名
 - 4) 理 事 20名程度
 - 5) 会計監査 2名
2. 会の運営に必要と認められるときは、前項の役員の他に相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第 10 条 会の役員は次の通り選任する。

- 1) 選考委員会を設置して役員候補者を選考し、総会において選任する。
- 2) 役員選考委員会は1地区から8地区の地区長より3名、9地区から17地区の地区長より3名、民生委員・児童委員より1名、協力団体の代表者3名、前期の役員選考委員会委員長経験者で構成する。
- 3) 役員選考委員会は自治会の置かれている諸問題等を把握するため、役員及び地区長、会員等の意見を聴取することができる。
- 4) 役員選考委員会は、地区長から委員長を選出して運営する。但し、前期委員長は再選されない。
- 5) 役員選考委員の役員就任を妨げないものとし、役員候補に推薦された場合は役員選考委員を辞することとする。

(役員の仕事)

第 11 条 会の仕事の仕事は、次の通りとする。

- 1) 会長は会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その仕事を代行する。
- 3) 仕事を代行する副会長は理事会にて選任する。
- 4) 会計は会の財務全般を担当する。
- 5) 理事は会の活動事業を分担する。
- 6) 会計監査は会計事務等を監査する。会計監査は、他の役職を兼務することはできない。
- 7) 相談役は会の活動・施策等についての諮問に応ずる。

(役員の仕事)

第 12 条 会の仕事の仕事は、次の通りとする。

- 1) 役員の仕事は、総会において選任されたときより改選期の本会が終了するまで 2年間とする。但し、再任を妨げない。
- 2) 補欠の役員を選任する場合は、本会の承認を得るものとする。
- 3) 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第 13 条 会の仕事が会則に違反し、或いは、会の体面を汚す行為があったときは、本会の決議により解任することができる。

第 6 章 専 門 部

(専 門 部)

第 14 条 会に次の専門部を置き、会の事業を分担する。分担事項については別に定める。

- 1) 専門部の名称
①総務部 ②管理部 ③広報部 ④福祉厚生部 ⑤防災部
⑥防犯部 ⑦環境衛生部 ⑧文化部 ⑨保健体育部 ⑩青少年部
- 2) 各専門部に部長を置く。部長は原則として、会長が理事に委嘱する。但し、理事以外の会員に委嘱する場合は、理事会の承認を得なければならない。
- 3) 各専門部に、副部長を置くことができる。副部長は、原則として会長が理事に委嘱する。
- 4) 各専門部に委員を置くことができる。委員は、原則として、各部の部長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第 7 章 地区長・班長・副班長・行事係・地区リーダー

(地 区 長)

第 15 条 地区長は、各地区会員の互選により選出する。

- 1) 地区長は、地区の本意を代表し、意見をまとめると共に、自治会活動並びに連絡に当たる。
- 2) 自治会費と環境費の納入に関すること。

(班 長)

第 16 条 班長は、各班会員の互選により選出する。

- 1) 班長は、地区長を補佐する。
- 2) 班長は、班の総意を代表し、意見をまとめると共に、自治会活動並びに連絡に当たる。
- 3) 自治会費と環境費の納入に関すること。

(副 班 長)

第 17 条 副班長は、必要に応じ各班会員の互選により選出することができる。

- 1) 副班長は、班長を補佐する。
- 2) 副班長を選出した場合は選出した旨自治会に届ける。

(行 事 係)

第 18 条 行事係は、各班会員の互選により選出する。

- 1) 行事係は、班の代表として自治会活動に当たる

(地区リーダー)

第 19 条 地区リーダーは、各地区会員の互選により選出する。

- 1) 地区リーダーは、自主防災組織の活動に当たる。
- 2) 選出された地区リーダーは、本部長が委嘱する。

(兼 務)

第 20 条 地区長、班長、副班長、行事係の役職を兼務することはできない。

(任 期)

第 21 条 地区長、班長、副班長、行事係の任期は、総会の日から次の総会の日までの1年とする。但し、再任は妨げない。

- 1) 地区リーダーの任期は設けない。

第 8 章 会 議

(会議の種類)

第 22 条 会の会議は、総会・理事会・地区長会・地区長班長会・自主防災会議とする。

(総 会)

第 23 条 総会は、年1回、会長が招集する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

- 1) 会員の過半数の要求があったときは、会長は臨時に総会を招集しなければならない。
- 2) 総会における議長は、その都度出席者の中から選出する。

(総会の構成)

第 24 条 総会は、全会員をもって構成する。

- 1) 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。
- 2) やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の審議事項)

第 25 条 総会は、次の事項を審議決定する。

- 1) 会の活動計画、及び運営の基本方針に関すること。
- 2) 会の予算・決算に関すること。
- 3) 会の規約に関すること。
- 4) 会費に関すること。
- 5) 役員の変更に関すること。
- 6) その他、重要な事項に関すること。

(理事会)

第 26 条 理事会は、原則として毎月 1 回、会長が招集する。

また理事会は、総会の決定事項に従い、各専門部事業の企画立案、その他会の運営に関することを審議決定する。

- 1) 理事会は、会長・副会長・会計及び理事をもって構成する。
- 2) 議長は、会長が当たる。
- 3) 審議決定事項は、専門部、実行委員会、プロジェクトチーム等を通じて執行する。
- 4) 理事会開催場所に参集が困難の場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話するオンラインで開催することができる。
- 5) 前項の規定は事前に議長に申請があった当該理事らは、出席しているものとみなす。

(地区長会)

第 27 条 地区長会は、原則として 2 ヶ月に 1 回、会長が招集する。但し、必要に応じ臨時に招集することができる。議長は会長が当たる。

- 1) 地区長は、地区長会を構成し、重要事項の審議決定をする。
- 2) 会長は、必要に応じ、役員（会計監査を除く）を地区長会に出席させることができる。
- 3) 役員選考委員会委員長は必要に応じ、地区長会に出席することができる。

(地区長班長会)

第 28 条 地区長、班長出席の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(自主防災組織会議)

第 29 条 会議は本部長が招集する。

(会議の成立と議決)

第 30 条 会議の成立と議決は次の通りとする。

- 1) 総会は、第 24 条に定める構成員の 2 / 3 以上の出席にて成立する。その他の会議においても対象者の 2 / 3 以上の出席にて成立する。
- 2) 総会において、やむを得ない理由で出席できない会員は、あらかじめ通知され事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人とし、書面または電磁的方法による表決を委任することができる。
- 3) 総会及びその他の会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 9 章 会の経費

(会の経費)

第 31 条 会の経費は、会費、環境費、寄付金、その他の収入による。

(会計年度)

第 32 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(会計報告)

第 33 条 会計は、会の経費、金銭の収支及び資産を正確に記録管理し、会計監査による監査を経て、総会に決算報告をする。

(会費の徴収)

第 34 条 会費は、1 世帯単位により徴収する。金額・徴収方法については、別に定める「会費納入取扱細則」による。

(環境費の徴収)

第 35 条 環境費は、1 世帯単位及びその他より徴収する。金額・徴収方法については、別に定める「会費納入取扱細則」による。

第 10 章 資産の管理・運営

(会の資産管理)

第 36 条 会の所有する資産（以下「資産」という）の構成は、別に定める会計規定の資産目録による。

- 1) 資産の管理・運営は理事会が行う。
- 2) 理事会は、資産の運営に関して、役員のうちから、責任者を定めて管理に当たらせる。
- 3) 資産の運営に関しては、別に定める会計規定によって管理する。
- 4) 資産の所有及び維持管理に関する必要な経費は会が負担する。

(資産の処分等)

第 37 条 資産の処分及び借入金の借り入れは、総会の決議がなければならない。尚、決議が必要な資産は償却残高 10 万円以上の物を対象とする。

第 11 章 会則の改廃

(会則の改廃)

第 38 条 この会則は、総会の決議を経て、改廃することが出来る。

- 1) 前項の改廃をした場合は、速やかに横浜市金沢区長に届けを行う。

(付 則)

1. この会則は昭和 50 年 4 月 20 日より実施する。
2. 昭和 56 年 4 月 26 日一部改正。
3. 昭和 58 年 4 月 29 日一部改正。

4. 昭和60年 4月29日一部改正。
5. 平成3年 4月28日一部改正。
6. 平成4年 4月26日一部改正。
7. 平成9年 4月27日一部改正。
8. 平成11年 4月18日一部改正。
9. 平成13年 4月22日一部改正。
10. 平成15年 4月20日一部改正。
11. 平成17年 4月17日一部改正。
12. 平成19年 4月15日一部改正。
13. 平成20年 4月20日一部改正。
14. 平成26年 4月20日一部改正。
15. 平成27年 4月19日一部改正。
16. 令和元年10月19日一部改正。
17. 令和3年 5月28日一部改正。
18. 令和5年 6月 1日一部改正。
19. 令和6年 5月30日一部改正。